事 務 連 絡 平成29年6月2日

> 消費者庁消費者安全課 消費者庁消費者政策課 文部科学省大臣官房総務課

#### 消費者事故等の通知について(依頼)

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を頂きありがとうございます。

平成21年9月1日に施行された消費者安全法(平成21年法律第50号)において、地方公共団体の長は消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等(大学を除く。以下同じ。)における消費者事故等については、平成27年10月5日付け事務連絡のとおり、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしております(参考資料1参照)。

このたび、教育機関等における消費者事故等が発生した場合の情報通知先について、別紙のとおり一部変更いたしますのでお知らせします。関係機関に周知を図られるとともに、今後、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知につき、遺漏なきよう対応をお願いします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、従前通り、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等については、都道府県教育委員会において集 約の上、別紙の文部科学省担当課まで通知願います。また、制度運用の詳細(参考資料2参 照)については、平成27年10月5日付け事務連絡のとおり、「消費者事故等の通知の運 用マニュアル」(消費者庁:平成28年7月15日修正)を御確認ください。

※運用マニュアル・通知様式 (参考資料 3 参照) 等の掲載先 → http://www.caa.go.jp/safety/

#### <本件連絡先>

(身体・生命に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者安全課

TEL:03-3507-9201 (直通)、FAX:03-3507-9290

(財産に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者政策課

TEL:03-3507-9176(直通)、FAX:03-3507-7557

#### (文部科学省への問合せ先)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL:03-6734-2156(直通)、FAX:03-6734-3590

#### 教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等(以下「事故等」という。)については、事故等の内容 に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。(※下線部分が変更箇所)

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL: 03-6734-2565 (直通)

FAX: 03-6734-3734

E-mail: kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について) スポーツ庁政策課学校体育室

TEL:03-6734-2674 (直通)

FAX: 03-6734-3790

E-mail: staiiku@mext.go.ip

(幼稚園 (子ども・子育て支援新制度へ移行した園に限る。) の教育活動中の事故について) 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL:03-6734-3136 (直通)

FAX: 03-6734-3736

E-mail: youji@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課產業教育振興室

TEL:03-6734-2904 (直通)

FAX: 03-6734-3177

E-mail: sansin@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

TEL:03-6734-2292(直通)

FAX: 03-6734-3690

E-mail: sisetuki@mext.go.jp

(幼稚園 (子ども・子育て支援新制度へ移行した園を除く。) の教育活動中の事故について) (その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係

TEL:03-6734-2917 (直通)

FAX: 03-6734-3794

E-mail: anzen@mext.go.jp

#### (専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課專修学校教育振興室

TEL:03-6734-2939 (直通)

FAX: 03-6734-3715 E-mail: syosensy@mext.go.jp

#### (社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL:03-6734-2977 (直通)

FAX: 03-6734-3718 E-mail: syakai@mext.go.jp

#### (社会体育施設における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL:03-6734-3773 (直通)

FAX: 03-6734-3790 E-mail: stilki@mext.go.jp

## (少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局膏少年教育課施設係

TL: 03-6734-2650 (直通)

FAX: 03-6734-3795E-mail: seisyone@mext.go.jp

#### (財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL: 03-6734-2156 (直通)

FAX: 03-6734-3590 E-mail: hourei@mext.go.jp

事務連絡
平成27年10月5日

各都道府県·指定都市消費者行政担当課 各都道府県·指定都市教育委員会総務担当課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中 各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共配体担当課

> 消費者庁消費者安全課 消費者庁消費者政策課 文部科学省大臣官房総務課

#### 消費者事故等の通知について(依頼)

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を頂きありがとうございます。

平成21年9月1日に施行された消費者安全法(平成21年法律第50号)において、地方公共団体の長は消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等(大学を除く。以下同じ。)における消費者事故等については、平成21年9月1日付け、平成24年6月28日付け及び平成27年5月22日付け事務連絡のとおり、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしております。

このたび、平成27年10月1日付けで、スポーツ庁の設置等、文部科学省の組織改編を 行ったことに伴い、教育機関等における消費者事故等が発生した場合の情報通知先について、 別紙のとおり変更いたしますのでお知らせします。関係機関に周知を図られるとともに、今 後、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知につき、遺漏なきよう対応をお 願いします。

なお、都道府県教育委員会にあっては、従前通り、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等については、都道府県教育委員会において集約の上、別紙の文部科学省担当課まで通知願います。また、制度運用の詳細については、平成27年5月22日付け事務連絡のとおり、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」(消費者庁:平成27年3月27日最終改訂)を御確認ください。

※運用マニュアル・通知様式等の掲載先 → http://www.caa.go.jp/safety/

#### <本件連絡先>

(身体・生命に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者安全課

TEL:03-3507-9201 (直通)、FAX:03-3507-9290

(財産に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者政策課

TEL:03-3507-9176(直通)、FAX:03-3507-9287

#### (文部科学省への問合せ先)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL:03-6734-2156 (直通)、FAX:03-6734-3590

#### 教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等(以下「事故等」という。)については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。(※下線部分が平成27年10月1日付けの変更簡別

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL: 03-6734-2565 (直通)

FAX: 03-6734-3734

E-mail: kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について) スポーツ庁政策課学校体育室

TEL: 03-6734-3776 (直通)

FAX: 03-6734-3790

E-mail: taiikuss@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

スポーツ庁政策課学校体育室

TEL:03-6734-3136 (直通)

FAX: 03-6734-3736

E-mail: youji@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

TEL:03-6734-2904 (直通)

FAX: 03-6734-3177 E-mail: sansin@mext, go, jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

TEL:03-6734-2292 (直通)

FAX: 03-6734-3690 E-mail: sisetuki@mext.go.jp

(その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校安全係

TL:03-6734-2917 (直通)

FAX: 03-6734-3794

E-mail: anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

#### 文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL:03-6734-2939 (直通)

FAX: 03-6734-3715 E-mail: syosensy@mext.go. ip

## (社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TL:03-6734-2977 (直通)

FAX: 03-6734-3718 E-mail: syakai@mext.go.jp

## (社会体育施設における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)

TEL: 03-6734-2686 (直通)

FAX: 03-6734-3792 E-mail: ssport@mext.go.jp

### (少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

#### 文部科学省生涯学習政策局青少年教育課施設係

TEL: 03-6734-2650 (直通)

FAX: 03-6734-3795 E-mail: seisyone@mext.go.jp

#### (財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL: 03-6734-2156 (直通)

FAX: 03-6734-3590

E-mail: hourei@mext.go.jp

# 教育施設における生命・身体事故通知の簡易な目安

消費者事故等の情報の一元的な集約、事故防止等を目的とする消費者安全法の規定に基づく、教育機関等における事故情報の通知の徹底をお願いしたい。

# 通知の目安

以下に該当する事故は積極的に通知を検討いただきたい

(1)教育中に死亡・重症となった事故

## 又は

(2)製品・設備等の欠陥が疑われる事故

本資料の目安は、簡易的な目安であり、詳細は「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照のこと。

# (1)教育中に死亡・重症となった事故の該当性

〇以下の2つの要件を満たす事故は、原則として通知する。

	該当する事例	該当しない事例
要件①教育中	<ul><li>・授業中</li><li>・部活・遠足等の課外指導中</li><li>・幼稚園の預かり時間中(自由遊び含む)</li><li>・休み時間中</li></ul>	・通学中(スクールバス等は該当)
要件②死亡•重症	・死亡・後遺症等 ・30日以上の治療が必要 ・意識不明の重体 等	・かすり傷等の軽症 ・治療期間(30日未満)

#### <要件①②を満たしても通知不要なケース>

事故状況等から「教諭・教育機関等の安全管理が不十分だった可能性はない」と判断できる場合は通知不要であるが、①施設の安全配慮、②事故前の説明・指導、③事故後の応急対応等、等の観点も踏まえ慎重に検討すること。

# (2)「製品・設備等の欠陥が疑われる事故」の該当性

○製品・設備等の欠陥が疑われる事故は、原則として通知する。 (教育中でない事故、死亡・重篤でない事故を含めて通知対象)

検討の視点

製品・設備の構造の欠陥、単品不良等の疑いがあるか

製品・設備の維持管理や安全管理が不十分だった疑いがあるか

通常想定される方法で使用されているにもかかわらず発生疑いがあるか

# 消費者事故等の事例(イメージ)

(1)教育中に死亡・重症となった事故の事例

## **事**例

体育の陸上競技中に熱中症で倒れ、死亡(安全管理が不十分の疑い) 幼稚園のプールを使用中に溺れ、死亡(安全管理が不十分の疑い)

給食後に、アナフィラキシーショック症状を発症し、意識不明の重体(配膳ミス等の疑い)

(2)製品・設備等の欠陥が疑われる事故の事例

# 事例

バスケットゴールが倒れ、頭部を強打

プールで、排水口に引き込まれ、溺水

子どもが屋上の天窓の上に乗り、ガラスが割れて落下

# 文 部 科 学 省 消 費 者 事 故 等 情 報 通 知 様 式

	の取り扱いについ 機密性について、		*該当士る場合の7	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	けつを紹えします	
	公益通報		企業機密		行政処分予定	, ,
Culture as and was resolved with which where	皆に関する事項					
(通知主体	の情報を記入しま	す。文部科学省で 	「受領後、担当者に 	内容を確認する	ことがあります。)	
	知主体 行政機関名等)			上〉 担当者名 所属部署		
	•			電話番号		
② 通	知日時	年	月日日	時 分頃	第	報
3. 事故等 (事故等の	等の種別 種別について、該	当するものにチェ	ックまたけ○を節	コントキャー 別派	【田郊2088 L 38 1 :	//6000以上の600日の900 (4000以上の600日の900 (4000以上の600日の900日
	→分野(牛命・身の				· ///##################################	≥nna /
	重大事故等		重大事故等以外		財産被害分	野(表示・取引)
\$100 Per \$10	穿が発生した日時					
	発生した年月日、「	時間および発生し	た都道府県・市町	「村を記入します。	, )	
① 発	生日時	年	月 日	時 分頃		
② 発	生地域 (都道)	守県等)	ī)	节町村)		
5. 事故等	存が発生した場所					
所」に該	発生した場所についまするであれば、 さいではいるでは、 では、これでは、 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	<b>ポチェック等を</b> 額	3入します。それそ	~るものにチェッ *れ該当するもの:	クまたは○を記入 がない場合は「そ	し、「施設内の場 の他」にチェック
施	住宅	店舗		₩	病院・福祉	公園
設 等		商業			施設 <u> </u>	1
の 場	道路	公共		自然環境	・船内	i 1
場 所 -	その他	→ ( 		)		1
施	階段	浴槽 風呂:	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b></b>	玄関	居室
設内	洗面所	べラ	ンダ		廊下	昇降機
の 場 所	エスカレータ	動く	歩道 自!	助ドア	回転扉	
所	その他	→ (		<u> </u>		 
i		·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1
	を得た日時		uzaceni esperanturunuk esp kiri direktaria esperanturuk esperanturuk esperanturuk esperanturuk esperanturuk esperanturuk esperanturuk esp			
	報を得た年月日お					
情報	を得た日時	年	月月日日	時	分頃	

7. 情報を得た方法 (本件の情報を得た方法について、該当するものにチェックまたは〇を記入します。該当するものがない場合は	
「その他」にチェックまたは〇を記入し、その方法を ( ) に記入します。)  R  来所  電話  FAX <b>文書</b> (手紙等含む)	
### ### ### ### #####################	
8. 情報提供者 (本件の情報提供者について、該当するものにチェックまたは〇を記入し、氏名または名称、連絡先を記入します。)	
消費者 公益通報者 職権探知	
事業者(製造) 事業者(販売) 事業者(同業他者等その他)	
情報提供者の氏名→  文部科学省及び	
または事業者名 横 報 提 供 者 の 住 所 → 直 接 連 絡	
情報提供者の電話番号→ 「情報提供者の電話番号→	
情報提供者不明・匿名	25
9. 被害者(負傷者・契約当事者、等) (①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するものすべてにチェック	
または〇を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。)	
① 被害者は…   情報提供者自身   情報提供者以外	
② 相談者を含めた被害者数 人	
(性別人数 男性 ┃ ┃ 人 女性 ┃ ┃ 人 	
年齢別人数 0歳以下	
10歳代	•
50歳代 人 60歳代 人 70歳代 人 80歳以上 人	•
職業別人数 給与生活者 日 人 自営業・ 日 人 家事従事者 日 人 の学生 日 人 の学生	
中学生 人 小学生 人 保育幼稚園児 人 未就園児 人	
無職 人 その他 人 不明 人 人	
10. 事故等の原因の特定情報	
(①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェックまたは○を記入し、②③では事故等原因となった商品・役務名および型番をわかる範囲で記入します。)	"
① 事業者の腐性 製造業者・輸入業者 → 名称 ()	
販売業者等 (購入先・契約先) → 名称 ()	
信用供与者 → 名称 () (信販、クレシ゚ット、リース等) → 名称 ()	
工事業・修理業者 → 名称 ()	
その他 → 名称 ()	
② 商品・役務名 ③ 型式・ロット番号	n /n

# 【安全分野】

11. 安全分野の事故等の種別 (安全分野の事故等の種別について、該当するものに	チェックまたは〇を記入します。)
事故情報	ヒヤリハット情報
12. 安全分野の事故等の種類 (安全分野の事故等の種類について、該当するものにき	 チェックまたは○を記入します。別添「用語説明」表2参照。)
死亡 負傷・疾病 安全基準不適合 飲食物の異常 火災等の 異常な事態	一酸化炭素中毒   飲食物以外   窒息等の危険   の異常
13. 安全分野の事故等の内容 (安全分野の事故等の内容について、該当するものにす 「その他」にチェックまたは○を配入し、その態様な	チェックまたは○を記入します。該当するものがない場合は と( )に記入します。)
火災事故 発煙·発火· 過熱	点火・燃焼 ・消火不良 破裂
ガス爆発がガス漏れ	燃料・液漏れ等 化学物質による 危険
漏電・電波 等の障害 製品破損	部品脱落 機能故障
転落・転倒 ・不安定 操作・使用性 の欠落	交通事故誤欽
中毒事故 異物の混入	腐敗·変質
── その他 → (	)
14. 安全分野の事故等の原因 (安全分野の事故等の原因について、該当するものにう	チェックまたは〇を記入します。)
製品自体の不良	表示又は取扱説明書の不備
製品自体の不良	表示の不備
経年劣化	業者の設置・施行不良
業者の修理不良	業者輸送中の取扱いの不備
消費者の誤使用	消費者の不注意
消費者の設置・施行不良	消費者の修理不良    その他
原因不明	調査中
調査不能	
原因調査機関 →	

<ul> <li>If the Part End Particle was entire.</li> </ul>	分野の事故等の品 野の事故等の品目に	on the factor of the second	、該当するものに	ニチェッ	クまたは○を記♪	します	. )	
	食料品		家電製品		住居品		文具・娯楽用品	
	光熱水品		被服品		保健衛生品		車両・乗り物	
	建設・設備		保険・福祉サー	-ビス				
	その他 → (					)		
16。被害(安全分)		状況に	ついて、該当する	。 5ものに	チェックまたはC	)を記入	します。該当するも	のがない
場合は	「その他」にチェッ	クまた		その被害		記入し	ます。) 擦過傷・挫傷	
	骨折		脱臼・捻挫		切断		• 打撲傷	
	刺傷・切傷		頭蓋(内)損傷		内臟損傷		・脊髄の損傷	
	│筋・腱の損傷 □		窒息		熱傷		凍傷	
	皮膚障害		感電障害		一酸化炭素中毒		食中器	
	その他の中毒		感覚機能の 低下		呼吸器障害		消化器障害	
	その他 → (					_`		
	:分野の事故等の 野の事故等の内容、			【必須】 *細を記		Yan V	ાં કર્યા ઉપરાં ફોર્સનો કરો કરો કરો છે. આ તમારી કર્યું પ્રાથમિક્સ કરો કર્યું કે ટોક્સ ફેર્યું	
		,						
(**************************************								4/8

# 【財産被害分野】

18 財産被害分野の事故   18 財産被害分野の事故等の		oのにチェックまたは○ <i>を</i>	と記入します。該当するものがない場合
は「その他」にチェック	または〇を記入し、その内	内容を ( ) に記入します	一。別添「用語説明」表3参照。)
虚偽・誇大な 広告・表示	不爽告知・ 事実不告知	断定的判断の 提供	不退去・ 退去妨害
消費者を欺き、 威迫し、困惑さ せる	事業者の損害賠 償責任等を免除 する契約条項	損害賠償請求の 制限違反	キャンセル料の 制限違反
法によって無効 とされる契約条 項	その他消費者の利益を一方的に 密する契約条項	履行拒否· 履行遅延	違法景品
不招請勧誘	遊合性原則違反	整面交付義務 違反	説明義務違反
【 その他 → (		teles to the contract of the c	_)
19. 財産被害分野の事故	生本人服		
(財産被害分野の事故等の分	<b>分野について、該当するも</b>	oのにチェックまたはOを	記入します。該当するものがない場合
			T。別添「用語説明」表4参照。)
商品	<b>企務</b>	先物	金融・投資
賃貸借	多重債務	架空請求	過量販売
□ その他 → (			)
20. 財産被害分野の事故:	喜の熊様(販売購入形)	能)	And Control of the Co
20. 財産被害分野の事故の (財産被害分野の事故等の事故等の事故等の他) は「その他」にチェックを	<b>能態について、該当するも</b>	oのにチェックまたはOを	:記入します。該当するものがない場合 「。別添「用語説明」表5参照。)
(財産被害分野の事故等の持	<b>能態について、該当するも</b>	oのにチェックまたはOを	:記入します。該当するものがない場合 つ。別添「用語説明」表5参照。) アポイント メントセールス
(財産被害分野の事故等のもは「その他」にチェック i	能能について、該当するも または○を記入し、その♪	っのにチェックまたは○を 内容を( )に記入します	¯。別添「用語説明」表 5 参照。)
(財産被害分野の事故等のもは「その他」にチェックを は「その他」にチェックを 店舗購入	旅修について、該当するも または〇を記入し、その対	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します キャッチ セールス	-。別添「用語説明」表 5 参照。)     アポイント     メントセールス
(財産被害分野の事故等のはは「その他」にチェックを は「その他」にチェックを 店舗購入 通信販売	旅修について、該当するも たは〇を記入し、その対 訪問販売  インターネット ショッピング  マルチ・	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します キャッチ セールス インターネット オークション 業務提供誘因 販売	-。別添「用語説明」表 5 参照。)  アポイント メントセールス  テレビ ショッピング  特定継続的
(財産被害分野の事故等の根は「その他」にチェックを 店舗購入 通信販売 電話勧誘販売 ネガティブ・オプション	<ul> <li>旅修について、該当するもとたけ○を記入し、そのが</li> <li>訪問販売</li> <li>インターネットショッピングマルチ・マルチまがい</li> <li>その他 → (</li> <li>赤の態様(契約の成否)</li> </ul>	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します キャッチ セールス インターネット オークション 業務提供誘因 販売	- 。別添「用語説明」表 5 参照。)  - アポイント メントセールス  - テレビ ショッピング  - 特定継続的 役務提供  - )
(財産被害分野の事故等の報は「その他」にチェックを 店舗購入 通信販売 電話勧誘販売 ネガティブ・オプション	<ul> <li>療態について、該当するもとたは○を記入し、そのが</li> <li>訪問販売</li> <li>インターネット・ショッピンマルチ・がい</li> <li>その他 → (表の性様(契約の成否)の成否について、該当契約の成否について、該当</li> </ul>	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します キャッチ セールス インターネット オークション 業務提供誘因 販売	- 。別添「用語説明」表 5 参照。)  - アポイント メントセールス  - テレビ ショッピング  特定継続的 役務提供  - )  - は〇を記入します。)
(財産被害分野の事故等の根は「その他」にチェックを 店舗購入 通信販売 電話勧誘販売 ネガティブ・オプション	<ul> <li>療態について、該当するもとたは○を記入し、そのが</li> <li>訪問販売</li> <li>インターネット・ショッピンマルチ・がい</li> <li>その他 → (表の性様(契約の成否)の成否について、該当契約の成否について、該当</li> </ul>	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します キャッチ セールス インターネット オークション 業務提供誘因 販売	- 。別添「用語説明」表 5 参照。)  - アポイント メントセールス  - テレビ ショッピング  - 特定継続的 役務提供  - )
(財産被害分野の事故等の担け「その他」にチェックをは「その他」にチェックを 店舗購入 通信販売 電話勧誘販売 ネガティブ・オブション 21、財産被害分野の事故等の要 既に契約・申込 既に契約・申込 22、財産被害分野の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等	張修について、該当するを または〇を記入し、そのの	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します ・キャッチャール インターション イン・カーション 大学 が提供 誘因 販売 を をするものにチェックまたは〇を を対・申込していない (有無)	- 。別添「用語説明」表 5 参照。)  - アポイント メントセールス  - テレビ ショッピング  特定継続的 役務提供  - )  - は〇を記入します。)
(財産被害分野の事故等の担け「その他」にチェックをは「その他」にチェックを 店舗購入 通信販売 電話勧誘販売 ネガティブ・オブション 21、財産被害分野の事故等の要 既に契約・申込 既に契約・申込 22、財産被害分野の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等の事故等	張修について、該当するを または〇を記入し、そのの	のにチェックまたは〇を 内容を ( ) に記入します ・キャッチャール インターション イン・カーション 大学 が提供 誘因 販売 を をするものにチェックまたは〇を を対・申込していない (有無)	- 。別添「用語説明」表 5 参照。)  - アポイント  メントセールス  - テレビ  ショッピング  特定継続的  役務提供  - )  - は〇を記入します。)  - 不明  - 不明

<b>産被客分野の事故等</b>  合は「その他」に金	☆額を記入し、その内		K 9 . )		
既払い金額	→ <u> </u>				
商品・役務自体の	)金額 →	円			
申込金	<b>-</b>	円			
クレジット等手数	な料 →	H			
その他	₹ 🗀	円 (	V		)
		—————————————————————————————————————			)
		円 (			)
被害金額は	不明 不明			<u> </u>	
		等の詳細)【必須】			
		記帳します。)			
産分野の事故等の他	5年70年、10年70年				
産分野の事故等の心			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
産分野の事故等の他	宗仲代に、フィ・て、 音手利単位				
†産分野の事故等の他	からない。 ファ・て、 計・利 を				
産分野の事故等の他	かんについて、 計和で				
産分野の事故等の他					
産分野の事故等の他	かんについて、 計画を				
産分野の事故等の他	からない。 で、 計画を				
産分野の事故等の他	からに、プリング、 計画を				
産分野の事故等の他	かけに、プリング、 計事制を				
産分野の事故等の他	かけに、プリング、 計事和で				
一種分野の事故等の他	かけに、プリンで、 計事和で				
一種分野の事故等の他	かけに、プリンで、 計事和で				
一種分野の事故等の他	合成について、計画を				
一種分野の事故等の他	合成について、計画を				
一種分野の事故等の他	合成について、計画を				
産分野の事故等の他	合材について、計画を				
産分野の事故等の他	合成について、計画を				
産分野の事故等の他	合体について、計画を				
産分野の事故等の他	合成について、計画を				
産分野の事故等の他	合体について、計画を				
産分野の事故等の他	合体について、計画を				
産分野の事故等の他	合体について、計画を				
産分野の事故等の他	合体について、計画を				
産分野の事故等の他	合成について、計画を				
産分野の事故等の他	合成について、計画を				
産分野の事故等の他	合成について、計画を				
産分野の事故等の他	合成について、計画を				

(通知すると	るとした判断理由(重 と判断した理由について、	自由に記載します。	質者學敬寺のみ記	3人)	
Mercanical					
					The state of the s
. 関連事	項(重大事故等以外の)	消費者事故等のみ	7 A )		
関連する事	「項があれば、自由に記載	します。)			
****					
**************************************					
***					
その他	特記事項				
その他特託	ですべき事項について、自	由に記載します。)			
•					